

令和 7 年 1 月 23 日

消費者安全法に基づく重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データベース登録について

消費者安全法第12条第2項により消費者庁に通知のあった下記の消費者事故等の情報を、事故情報データベースに登録することとしましたので、お知らせします。

1. 事故情報

(1) 事故情報(下記(2)を除く)

	事故発生日	製品名等	事故内容	発生都道府県
1	令和6年6月11日	介護サービス	介護施設において、利用者がトイレで転倒し、左眼周囲骨上縁骨折。職員は当該利用者をトイレに誘導し、その場を離れたが、当該利用者はトイレ介助が必要な者であった。	埼玉県
2	令和6年6月3日	介護サービス	介護施設において、職員が利用者の後頭部の出血に気付いて受診し、後頭部を3針縫合。当該利用者は転倒リスクが高い者であったため、ベッド下に衝撃吸収マットを敷く、居室のドアを開けて見守りを行う等をする事となっていたが、職員はこれらの対応をいずれも怠っていた。	埼玉県
3	令和6年7月25日	介護サービス	介護施設において、利用者が外気浴のため玄関先のベンチに座ろうとしたところ、段差に足が引っかかって転倒し、右肋骨を骨折。職員は当該利用者を外気浴に案内するに際して、段差等の安全確認が不足していた。	埼玉県
4	令和6年7月27日	介護サービス	介護施設において、利用者が居室で倒れているところを発見されて受診したところ、右大たい骨頸部骨折と診断。当該利用者のベッド近くに置かれている車椅子が、この日は違う場所に置かれていたため、当該利用者はベッドから転落したと考えられる。	埼玉県
5	令和6年7月16日	介護サービス	介護施設において、職員が利用者をトイレに誘導していた際に他の利用者のセンサーが感知したためその場を離れたところ、当該利用者が転倒し、右大たい骨頸部骨折。	埼玉県
6	令和6年7月7日	介護サービス	介護施設において、利用者が居室で転倒し、右大たい骨骨折。当該利用者のベッドにはセンサーが設置されていたが、設置場所が離れていたため当該利用者の離床時にセンサーが反応しなかった。	埼玉県
7	令和6年11月13日	保育サービス	保育施設において、幼児が園庭におかれた丸太等で遊んでいたところ、バランスを崩して転倒し、左上腕骨頸上骨折。当該丸太は劣化のため不安定な状態にあったが、そのまま遊びに使用していた。	神奈川県
8	令和6年11月27日	保育サービス	保育施設において、職員が机を動かしていたところ、手を滑らせたため当該机が床に落ち、近くにいた幼児の指に当たり、右手中指先端部を粉碎骨折等。	香川県
9	令和6年12月2日	ガス給湯器	ガス給湯器を使用したところ、当該ガス給湯器から白煙が発生。	広島県
10	令和6年12月7日	電動工具	電動工具を使用した後に、当該電動工具から異音が生じ、発火。	和歌山県

11	令和6年7月8日	保育サービス	保育施設において、幼児が1人用マットでジャンプして遊び、当該マットから降りる際にバランスを崩して手をつき、右手小指を骨折。当該マットは対象年齢5歳以上のもので、当該幼児の年齢に合っていなかった。	千葉県
12	令和6年12月6日	保育サービス	保育施設において、幼児が保育室の仕切りに使っていた棚を動かした際に当該幼児の足指が挟まり、右足小指を骨折。当該棚は固定されておらず、当該幼児が動かすことができる場所に置かれていた。	京都府
13	令和7年1月7日	ガス湯沸器	ガス湯沸器を使用したところ、当該ガス湯沸器の上部排気口から発火し、換気扇の一部に焦げ。	大阪府

(2) 事故情報(食中毒情報)

	事故発生日	原因施設・原因食品	病因物質	発生都道府県
1	令和7年1月	飲食店(1月2日の食事)	カンピロバクター	香川県
2	令和7年1月8日	飲食店(1月7日の食事)	ノロウイルス	高知県
3	令和7年1月8日	飲食店(1月7日の食事)	ノロウイルス	広島県
4	令和7年1月9日	飲食店(1月8日の食事)	アニサキス	滋賀県
5	令和7年1月9日	飲食店(1月7日の食事)	ノロウイルス	神奈川県
6	令和6年12月15日	飲食店(12月13日の食事)	ノロウイルス	神奈川県
7	令和7年1月14日	飲食店(提供日不明の食事)	クドア・セブテンブククタータ	大分県
8	令和7年1月10日	飲食店(1月9日の食事)	ノロウイルス	高知県
9	令和6年12月	その他の施設(12月29日に供給された水)	ノロウイルス	北海道

2. リコール・自主回収情報

(1) リコール・自主回収情報(食品関係)

	製品名等	届出内容
1	ゼリー	賞味期限切れの商品を販売した可能性。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月5日)
2	味付豚肉	冷凍品を冷蔵で販売、賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月9日 販売地域: 広島県)
3	漬け魚	冷凍品を冷蔵で販売、賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月9日 販売地域: 広島県)
4	たらこ	冷凍品を冷蔵で販売、賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月9日 販売地域: 広島県)
5	魚介類加工品(計2件)	冷凍品を冷蔵で販売、賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月9日 販売地域: 広島県)
6	惣菜(揚げもの)	アレルギー(乳)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月9日 販売地域: 香川県)
7	弁当	アレルギー(りんご)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月13日 販売地域: 神奈川県 クラス分類: CLASS I)
8	ハム	賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月13日)

9	えび	保存温度及び消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月10日 販売地域: 岐阜県)
10	和菓子	カビによる汚染。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月3日 販売地域: 山梨県)
11	レトルト食品(中華丼)	異物(樹脂片)混入の可能性。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月8日 クラス分類: CLASS I)
12	干し芋	カビ発生。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月14日)
13	惣菜(酢豚)	アレルギー(小麦、ごま、豚肉)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月13日 販売地域: 大阪府 クラス分類: CLASS I)
14	魚肉練り製品	賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月13日 販売地域: 静岡県)
15	豆腐 他(計7件)	賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月13日 販売地域: 千葉県)
16	めかぶ	賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月13日 販売地域: 京都府)
17	寿司(計2件)	アレルギー(えび、さけ)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月15日 販売地域: 千葉県 クラス分類: CLASS I)
18	弁当	アレルギー(卵、さば、豚肉)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月12日 販売地域: 神奈川県 クラス分類: CLASS I)
19	牛肉	異物(金属)混入。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月14日 販売地域: 島根県 クラス分類: CLASS I)
20	調理パン	消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月15日 販売地域: 福島県)
21	寿司	アレルギー(小麦、いくら、さけ、大豆)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月11日 販売地域: 長野県 クラス分類: CLASS I)
22	たちうお	保存温度及び消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月13日 販売地域: 神奈川県)
23	包装米飯(計2件)	賞味期限切れの商品を販売。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月11日 販売地域: 埼玉県)
24	魚肉練り製品	賞味期限切れの商品を販売し、カビ発生。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月9日 販売地域: 北海道)
25	弁当	賞味期限切れの調味料を添付して販売。 (自主回収に着手した年月日: 令和6年11月30日 販売地域: 静岡県)
26	アイスクリーム	異物(プラスチック片)混入。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月14日 クラス分類: CLASS I)
27	弁当	食材の一部が加熱不十分の可能性。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月15日 販売地域: 香川県)
28	味付豚肉	アレルギー(小麦、大豆)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月14日 販売地域: 埼玉県、群馬県、栃木県 クラス分類: CLASS I)
29	漬け魚	消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月13日 販売地域: 静岡県)
30	いか	賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年1月13日 販売地域: 兵庫県、大阪府)

(注) 消費者庁への消費者事故等の通知時において、厚生労働省ウェブサイト「食品リコール公開回収事案検索」の「健康への危険性の程度」欄が「CLASS I」とされている場合はその旨を記載しています。なお、「CLASS I」の程度はそれぞれ次のとおりです。

- ①食品衛生法: 喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い
- ②食品表示法: 喫食により直ちに消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性が高い

(2) リコール・自主回収情報(食品関係以外)

該当なし

3. 留意事項

これらは、消費者安全法の規定に基づく通知内容の概要であり、消費者庁として事故原因等を確定したものではありません。

「2. リコール・自主回収情報((2)リコール・自主回収情報(食品関係以外))」の届出内容欄のリコール情報等における()内の数字は、リコール届出番号、改善対策届出番号です。

消費者安全調査委員会(消費者庁)に申出のあった事故情報については、右端に※印を記載しています。

上記情報は、登録後、事故情報データベース(URL: <https://www.jikojoho.caa.go.jp>)で「消費者事故等(2025年1月23日公表分)」をフリーワードに入力すると検索可能になります。

<本件に関する問合せ先>
消費者庁消費者安全課
TEL : 03-3507-8800(代表)
URL : <https://www.caa.go.jp/>